

○竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例

昭和54年10月1日条例第17号

改正

昭和59年7月5日条例第28号
昭和60年2月1日条例第8号
平成6年9月22日条例第29号
平成7年3月27日条例第20号
平成10年7月1日条例第14号
平成12年12月25日条例第24号
平成13年6月29日条例第19号
平成14年9月30日条例第29号
平成15年3月26日条例第10号
平成18年3月22日条例第10号
平成18年9月26日条例第25号
平成20年3月24日条例第12号
平成24年6月26日条例第16号
平成26年9月18日条例第18号

竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭の父又は母及び児童等に対し、医療費の一部を支給することにより、その保健の向上と生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「社会保険各法」とは、次の各号に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (4) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (5) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)

(受給資格者)

第3条 この条例により支給する医療費(以下「ひとり親家庭等医療費」という。)の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、竹原市の区域内に住所を有する者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の被保険者(同法第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、竹原市を転出する者を含む。)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の被保険者(同法第55条に規定する病院等への入院等により、広島県の区域外に住所を有することとなつた者を含む。)又は社会保険各法の被保険者若しくは被扶養者であるもののうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する者

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある同条第3項に規定する児童(以下「対象児童」という。)を現に扶養している者

イ アに準ずる者として市長が別に定める者

- (2) 前号に掲げる者(以下「配偶者のない者」という。)に現に扶養されている対象児童
- (3) 法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち対象児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格者としない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

(2) 対象児童、その対象児童を現に扶養している配偶者のない者又はその対象児童と生計を一にする民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者に前年分の所得税(1月から7月までの間に受けた医療については、前々年分の所得税とする。)が課されているとき(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第34号に規定する扶養親族のうち、16歳未満の者を同項第34号の2に規定する控除対象扶養親族と、16歳以上19歳未満の者を同項第34号

の3に規定する特定扶養親族とそれぞれみなして同法の規定を適用した場合において、所得税が課されないこととなるときを除く。)。

(3) 国民健康保険法の被保険者で、同法第116条の2に規定する病院、その他の施設への入院、入所等により、竹原市に住所を有することとなつた者

(4) 高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者で、同法第55条に規定する病院等への入院等により、竹原市の区域内に住所を有することとなつた者

(受給者証)

第4条 ひとり親家庭等医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ受給資格について、市長の認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、ひとり親家庭等医療費受給者証（以下「受給者証」という。）を当該申請者に交付するものとする。

3 受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、健康保険法第63条第3項第1号の保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護を行う事業所（以下「保険医療機関等」という。）において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に受給者証を提出しなければならない。

(支給の額)

第5条 ひとり親家庭等医療費の支給は、受給者の疾病又は負傷について国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による療養の給付を受けたときは、当該療養の給付から当該療養の給付に関するこれらの法律の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）が当該医療に要する費用の額に満たないときに行うものとし、その満たない額から次の各号に定める額を控除した額を支給する。

(1) 国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われる場合には、国又は地方公共団体が負担する医療に関する給付相当額

(2) 入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る療養を受けたときは、当該入院時食事療養費又は入院時生活療養費の給付に関する食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額に相当する額

(3) 次条の規定による一部負担金相当額

2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険の療養に要する費用の額（高齢者の医療の確保に関する法律の場合は療養の給付に関する基準）により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(一部負担金)

第6条 受給者は、保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けたときは、保険医療機関等（同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関とみなす。以下同じ。）ごとに1日につき500円（国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律若しくは社会保険各法の規定による一部負担金又は国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付に係る本人負担額が500円に満たない場合は当該満たない額。第3項において同じ。）を、一部負担金として支払うものとする。ただし、受給者が保険医療機関等において医療を担当する医師又は歯科医師から交付された処方せんにより保険薬局で薬剤の支給を受けたときは、一部負担金を支払うことを要しない。

2 受給者は、同一の月に同一の保険医療機関等において前項の一部負担金の支払を、次の各号の区分に従い、当該各号に規定する回数行つたときは、同項の規定にかかわらず、同項の一部負担金は、その月のその後の期間内に当該保険医療機関等において医療又は指定訪問看護を受ける際、支払うことを要しない。

(1) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に係る医療を受けた場合
14回

(2) 前号に掲げる医療以外の医療又は指定訪問看護を受けた場合 4回

3 受給者は、柔道整復師、あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゅう師による施術を受けたときは、施術所ごとに1日につき500円を、一部負担金として支払うものとする。ただし、同一の月に同一の施術所において一部負担金の支払を4回行つたときは、その月のその後の期間内に当該

施術所において施術を受ける際、一部負担金を支払うことを要しない。

(支給の方法)

第7条 ひとり親家庭等医療費の支給は、受給者の申請に基づいて行う。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が保険医療機関等について医療又は指定訪問看護を受けた場合において、当該保険医療機関等からひとり親家庭等医療費の請求があつたときは、市長は、受給者に支払うべき額の限度において、受給者が当該保険医療機関に支払うべき費用を受給者に代り、当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払いがあつたときは、受給者に対し、ひとり親家庭等医療費の支給があつたものとみなす。

(届出の義務)

第8条 受給者は、住所、氏名その他市長が別に定める事項について変更があつたとき、受給資格を失つたとき、又はひとり親家庭等医療費の支給事由が第三者の行為によつて生じたものであるときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(ひとり親家庭等医療費の支給の制限等)

第9条 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償その他の給付を受けた場合において、これらのうちひとり親家庭等医療費支給額に相当する給付があると認められるときは、その額の限度において、ひとり親家庭等医療費支給額の全部若しくは一部を支給せず、又は既に交付したひとり親家庭等医療費支給額に相当する金額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正の手段によりひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の譲渡禁止)

第11条 ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供することはできない。

(報告等)

第12条 市長は、ひとり親家庭等医療費の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対して必要な事項の報告を求め、又は質問することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年7月5日条例第28号）

この条例は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（平成6年9月22日条例第29号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日条例第20号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成10年7月1日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月25日条例第24号）

この条例は、平成13年1月1日から施行する。（後略）

附 則（平成13年6月29日条例第19号）

この条例は、平成13年8月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日条例第29号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月26日条例第10号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月22日条例第10号）

1 この条例は、平成18年8月1日から施行する。

2 この条例による改正後の竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例（以下「新条例」という。）第5条及び第6条の規定は、平成18年8月1日以後に行う医療、指定訪問看護又は施術等について適用し、同日前に行われた医療、指定訪問看護又は施術等に係る医療費の給付については、なお従前の例による。

3 平成18年8月1日から平成20年7月31日までの間における新条例第6条の規定の適用については、同条中「500円」とあるのは「250円」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年9月26日条例第25号）

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

2 この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の（中略）竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月24日条例第12号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月26日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例第3条第2項第2号の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療について適用し、同日前に受けた医療については、なお従前の例による。

附 則（平成26年9月18日条例第18号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則

昭和54年10月1日規則第17号

改正

昭和55年5月23日規則第8号
昭和59年7月5日規則第10号
昭和60年2月1日規則第5号
平成9年11月20日規則第21号
平成13年6月29日規則第21号
平成27年12月28日規則第22号

竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、竹原市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年竹原市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例によるものとする。

(受給資格の認定)

第3条 条例第4条第1項の規定により、受給資格の認定を受けようとする者は、ひとり親家庭等医療費受給者資格認定申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

- (1) 条例第3条第2項第2号の規定によって所得要件を付されている者に、前年分の所得税（1月から7月までの申請の場合は、前々年分の所得税とする。）が課されていないことを証する書類
(2) その他、市長が必要と認めた書類
- 2 前項の申請には、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であることを証する被保険者証若しくは組合員証を提示しなければならない。
- 3 前各項に掲げる書類等の提出等は、竹原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年竹原市条例第22号）第4条の規定により個人番号を利用するときは要しない。
(登録及び受給者証)

第4条 市長は、条例第4条の規定により受給資格があると認定したときは、当該申請者の登録を行い、ひとり親家庭等医療費受給者証（別記様式第2号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

(受給者証の更新申請等)

第5条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、ひとり親家庭等医療費受給者証更新申請書（別記様式第1号）に条例第3条第2項第2号の規定によって所得要件を付されている者に前年分の所得税が課されていないことを証する書類及び受給者証を添えて、市長に提出して受給者証の更新をしなければならない。

- 2 前項の申請には、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。
(受給者証の再交付申請)

第6条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書（別記様式第3号）を市長に提出して、その再交付を申請することができる。

- 2 受給者証を破り、又は汚した場合、前項の申請書にその受給者証を添えなければならない。
(ひとり親家庭等医療費の申請)

第7条 条例第7条第1項の規定によるひとり親家庭等医療費の申請は、ひとり親家庭等医療費支給申請書（別記様式第4号）によるものとする。

- 2 条例第7条第2項の規定により、保険医療機関等が市長に対して、ひとり親家庭等医療費の請求をするときは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類によるものとする。
- (1) 保険医療機関等（訪問看護事業者を除く。）が請求する場合 福祉医療費請求書（別記様式第5号）
(2) 訪問看護事業者が請求する場合 福祉医療費請求書（訪問看護療養費）（別記様式第6号）

(氏名変更等の届出)

第8条 条例第8条の規定により、市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 住所の変更
- (2) 氏名の変更
- (3) 条例第5条第1項に規定する医療に関する給付を行う保険者若しくは共済組合の医療に関する給付内容の変更
- (4) 被保険者証又は組合員証の記号番号の変更

(届出の様式)

第9条 条例第8条の規定による届出は、次に掲げる様式によるものとする。

- (1) 前条各号のいずれかに該当したとき
ひとり親家庭等医療費受給者証記載事項等変更届（別記様式第7号）

- (2) 条例第3条に規定する受給資格要件に該当しなくなつたとき
ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届（別記様式第8号）

- (3) ひとり親家庭等医療費の支給事由が第三者行為によつて生じたとき
第三者の行為による被害届（別記様式第9号）

(受給者証の返還)

第10条 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに受給者証を返還しなければならない。

- (1) 条例第3条に規定する受給資格要件に該当しなくなつたとき

- (2) 受給者証の有効期間が満了したとき

- (3) 第6条の規定により、受給者証の再交付を受けた後、失つた受給者証を発見したとき

(添付書類の省略)

第11条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えて提出する書類等について、証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年5月23日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年7月5日規則第10号）

この規則は、昭和59年8月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月1日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則（平成9年11月20日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成9年9月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 平成9年9月1日前に行われたこの規則による改正前の医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行前に現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成13年6月29日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成13年8月1日から適用する。
(経過措置)

- 2 平成13年8月1日前に行われたこの規則による改正前の医療費の助成については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行前に現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（平成27年12月28日規則第22号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

様式（省略）